

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 23（情）第 83 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 11 月 4 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 22 年 3 月 31 日付け 20 広情個審第 64 号による「行政文書部分開示決定等に対する異議申立てに係る意見書の提出について（通知）」に添付された理由説明書（以下「本件理由説明書」という。）の「1 事案の概要」（4）1 ページ目の下から 3 行目に、事実と異なる文書番号（以下「本件文書番号」という。）を明記していることから、本件文書番号を明記した根拠を具体的に確認できる文書（以下「本件請求文書」という。）、及び本件文書番号については、開示請求日現在においても訂正（謝罪を含む）されずにいることから、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の事務局でもある広島県総務局広報広聴課行政情報室によって訂正（謝罪を含む）されないことが広島県による適正な行政であることを記載している文書（以下「別件請求文書」という。）の開示の請求（以下本件請求文書に係る請求を「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関の担当部署である総務局総務課は別件請求文書について、総務局人事課は本件請求文書について、それぞれ作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下人事課の決定を「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成 23 年 11 月 17 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 11 月 21 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、本件請求文書を作成又は取得していないという不当な理由を持ち出して開示しなかったものである。
- (2) 実施機関は、これまでもホームページの中で事実と異なる記載を公表していても謝罪すらせず、自らの過失を闇に葬り去ることのみにその公権力を発

揮している。本件処分についても、経緯についての説明や謝罪は一切なく、「行政文書不存在通知書」を送付しただけで真実の事実関係を隠匿しており、到底容認できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

本件理由説明書は、開示決定等を行った実施機関が審査会に対して、開示決定等を行った理由を説明したものであり、本件文書番号が誤りであることは明白であったこと、開示決定等に対して異議申立てを提起した者にとっても、当実施機関から特段の説明を行わなくても、本件文書番号が誤りであることは明白に分かると判断したことから、その者に対して訂正や謝罪を行っていないし、訂正や謝罪を行うことの検討も行わなかった。

よって、訂正や謝罪をしないことが広島県の適正な行政であることを記載した行政文書は作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本件文書番号の記載理由について、実施機関に確認したところ、本来「人事第16号」と記載すべきところを、数字誤りにより「人事第15号」と記載したものであり、当該誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない旨説明する。

「人事第15号」との記載が数字誤りである以上、実施機関が当該誤りを認識しながら本件理由説明書を作成・提出するとは考え難く、誤りであれば本件理由説明書の提出前に正しい数字に訂正するのが通常であるから、当該誤りを認識していなかった数字の記載に関して、その根拠等を記述した文書は作成していないとの実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

なお、本件理由説明書の案文について何う起案文書を当審査会で見分したところ、本件文書番号の箇所について「人事第15号」という文言を用いる根拠等は記載されていなかった。

したがって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

2 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24. 2. 3	・ 諮問を受けた。
平成 30. 9. 20	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成 30. 11. 2	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成 30. 11. 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 9. 28 (令和 2 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 10. 29 (令和 2 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授